



ハナの花言葉は、「夢をかなえる」。

**ハナ信用組合**

# DISCLOSURE 2023

ハナ信用組合ディスクロージャー誌

令和4年4月1日～令和5年3月31日

# 目次

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、※印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」・「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

## ■はじめに

ごあいさつ	1
事業方針	1
役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	1
組織図*	1
会計監査人の氏名又は名称*	1
事業の概況*	2
総代会について	2,3
主要な業務内容*	3
報酬体系について	3

## ■財務諸表

貸借対照表*	4,5
損益計算書*	6
剰余金処分計算書*	6
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	6
会計監査人による監査*	6
継続企業の前提の重要な疑義*	6

## ■経営諸指標

経常収益*	7
経常利益*	7
当期純利益*	7
出資総額*	7
出資総口数*	7
純資産額*	7
総資産額*	7
預金積金残高*	7
貸出金残高*	7
有価証券残高*	7
自己資本比率(単体)*	7
出資に対する配当金*	7
職員数*	7
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等*	7
業務粗利益及び業務粗利益率*	8
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支*	8
業務純益及び実質業務純益*	8
コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)*	8
経費の内訳	8
預貸率及び預証率(期末・期中平均)*	8
組合員の推移	8
役務取引の状況	8
その他業務収益の内訳	8
受取利息及び支払利息の増減*	8
総資産利益率*	8
総資金利鞘*	8
役職員1人当たりの預金・貸出金残高	8
1店舗当たりの預金・貸出金残高	8

## ■預金業務・証券業務

預金種目別平均残高*	9
定期預金種類別残高*	9
先物取引・オプション取引の時価情報*	9
オフ・バランス取引の状況	9
有価証券の種類別平均残高*	9
満期保有目的の債券*	9
売買目的有価証券*	9
その他有価証券*	9
預金者別預金残高	9
財形貯蓄残高	9
デリバティブ商品*	9
金銭の信託*	9
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券*	9
有価証券の種類別の残存期間別の残高*	9
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの*	9

## ■融資業務

貸出金種類別平均残高*	10
貸出金金利区分別残高*	10
貸出金使途別残高*	10
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額*	10
貸出金償却の額*	10
代理貸付残高の内訳	10
貸出金業種別残高・構成比*	10
担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	11
協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況*	11

## ■自己資本

自己資本の構成に関する事項*	12
自己資本の充実度に関する事項*	13

## ■リスク管理の体制及び資料編

統合的リスク管理に関する事項*	14
信用リスクに関する事項*	14,15
信用リスク削減手法に関する事項*	16
金利リスクに関する事項*	16
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項*	16
証券化エクスポージャーに関する事項*	17
出資等エクスポージャーに関する事項*	17
オペレーショナル・リスクに関する事項*	17

## ■その他

法令等遵守体制*	18
コンプライアンス基本方針	18
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	18
地域貢献	19
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況*	20
「経営者保証に関するガイドライン」への対応	20
手数料一覧	21
トピックス	22,23
預金・融資商品のご案内	24
お得な商品のご案内	25
店舗一覧*	裏表紙

ごあいさつ

組合員の皆様には、日頃より格別のご愛顧を賜り心から厚くお礼申し上げます。

この度、当組合の業況（令和4年度・第22期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

ハナ信用組合は、組合員と地域の皆様のお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性確保と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



ハナ信用組合 理事長 中村 真次

事業方針

○経営方針

1. 同胞および中小零細事業者への経済企業活動および生活向上に資するための相互扶助精神に基づく金融サービスに重点をおきます。
2. 同胞社会での金融コミュニティーセンターとしての役割を果たし、地域密着型の民族金融機関として事業を発展させます。
3. 理事、役員(経営陣)は、組合員の総意を以て選出するとともに理事会の権限とその機能を強化します。
4. 外部監査制度を積極的に導入し、組合経営の健全性、透明性を確保し組合員から真の安心感と信頼を得るための情報開示（ディスクロージャー）を徹底します。
5. 民族金融機関としての使命と社会的責任を果たすため、業務の適切な運営（リスク管理）や社会のルール、法令遵守（コンプライアンス）を図るための体制強化に努めます。

○経営理念

1. 相互扶助の精神に基づいた金融事業を通じて同胞組合員の生活向上と企業発展を目指します。
2. 組合員と共に歩み、同胞コミュニティーとしての機能を強化し、同胞社会の活性化に貢献する地域密着型の金融機関を目指します。
3. 健全経営に努め、地域及び組合員から信頼され愛される金融機関を目指します。

○『第5次中期事業計画』(令和4年4月～令和7年3月)の骨子

◇基本方針

- ・健全経営の確保
- ・経営基盤の確立
- ・経営力・組織力の強化

○第23期事業方針

1. 取引基盤の拡充  
長期化しているコロナ禍の影響が残る中、地域コミュニティーとの連携活動を再開させるとともに、国内外情勢等により激変する社会ニーズに応えるべく、顧客ごとに応じた提案、情報提供、経営相談等コンサルタント機能を発揮し、取引基盤を拡充いたします。
2. 人材育成  
激変している社会環境や組合員ニーズに対応できる専門性の高い実践力のある人材育成を行うほか、若手職員の育成強化とモチベーションの向上に努めます。
3. 健全経営、内部管理の強化  
厳格なコンプライアンス管理態勢を堅持するとともに、内部管理態勢を強化し、収益力の向上と自己資本の充実を図り、経営の健全性を維持・強化いたします。
4. 経営力、組織力の強化  
ITガバナンスを発揮し、IT化の進展に伴う顧客のニーズやライフスタイルの多様化等に対応するほか、ガバナンスを発揮し本部機能の強化を図るとともに、営業力強化や働き方改革の向上等に取り組みます。

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

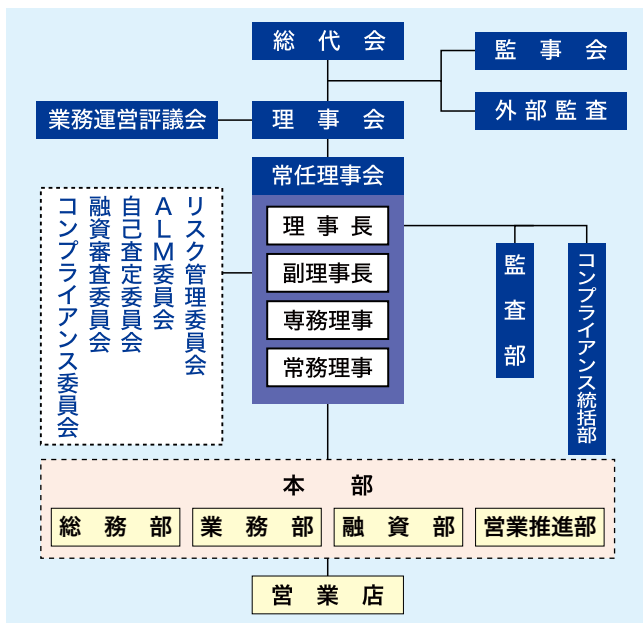
令和5年7月1日現在

役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	中村 真次	*理事	崔 洋鎮
副理事長	徐 貴敏	*理事	尹 志守
専務理事	金 炳夷	*理事	黄 貴日
常務理事	小寺 昌志	*理事	李 日東
*理事	康 宗訓	*理事	李 春熙
*理事	李 成裕	*理事	李 應基
*理事	兪 晶博	*理事	朴 明樹
*理事	趙 正烈	*理事	金 基龍
*理事	金 柱成	常勤監事	宇井 清
*理事	呉 泰栄	監事	金 炳柱
*理事	吉 英介	監事	皇甫 泰伸

当組合は、職員出身者以外の理事15名（\*印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組織図

令和5年7月1日現在



会計監査人の氏名又は名称

令和5年4月1日現在

監査法人アイリス

## 事業の概況

### 【事業方針】

2022年度は、組合開業20周年を迎える節目の年となりましたが、新型コロナウイルス感染症により厳しい環境が続く中、激変する社会ニーズに対応し取引基盤である組合員の生活向上を図る理念の下に取引基盤の強化、健全経営の確立、人材育成、組織力の強化を事業方針に掲げ事業を進めてまいりました。

### 【金融経済環境】

2022年度の日本経済は、コロナ禍が長期化する中で、全国旅行支援や入国制限の緩和等、徐々に社会経済活動の正常化に向けた動きが見られ、緩やかな持ち直しが見られました。その一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等から、エネルギー・食料価格の高騰や、欧米各国の金融引き締めによる景気後退の懸念等、経済を取り巻く環境は依然厳しさが続いております。一方、中小・小規模事業者の業況は、行動制限等の緩和により経済活動が正常化に向かう中で、人流回復による需要増等、プラスの要因はあるものの、資源・原材料価格の高騰や人手不足・人件費の増加等、コストに見合う十分な価格転嫁ができない等、厳しい経営環境が続いております。

### 【業績】

コロナ禍の影響を受けた事業者に対する事業の継続及び経営安定のため

の資金繰り支援による金融仲介機能を発揮し、また預金の積極的な宣伝活動を実施しました。

#### （預金）

定期預金「チャレンジ「未来」」の好評により、期末残高は2,629億円と前期末対比232億円増加し、期中平均残高は2,506億円と前期末対比238億円の増加となりました。

#### （貸出金）

期末残高は、2,088億円と前期末対比198億円増加し、期中平均残高は1,995億円と前期末対比230億円の増加となりました。

#### （損益）

預金・貸出金の業容拡大に努めた結果、当期純利益は1,752百万円となりました。

### 【事業の展望及び信用組合が対処すべき課題】

2023年度は、アフターコロナを見据え、金融仲介機能の発揮による組合員の持続的な成長を支援するとともに、組合員との絆を活かしたコンサルティング機能を発揮し、より一層の金融サービスの向上を図り、更なる事業支援に取り組んでまいります。また、デジタル技術を活用した利便性の向上や、多様化・高度化する顧客ニーズ等に適切に対応する能力や専門性を備えた人材の育成に努めてまいります。

## 総代会について

### ○総代会の仕組みと機能

当組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念にした協同組織金融機関であるため、すべての組合員が一人一票の議決権を持って、全組合員によって構成される総会を通じて当組合の経営に参加することが本来の姿であります。当組合では組合員数が大変多く総会の開催が事実上不可能なため、総会に代えて総代会制度を採用しております。総代会は総会に代わる組合の最高意思決定機関であり、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が組合経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きによって選出された総代により運営されております。

### ○総代の役割

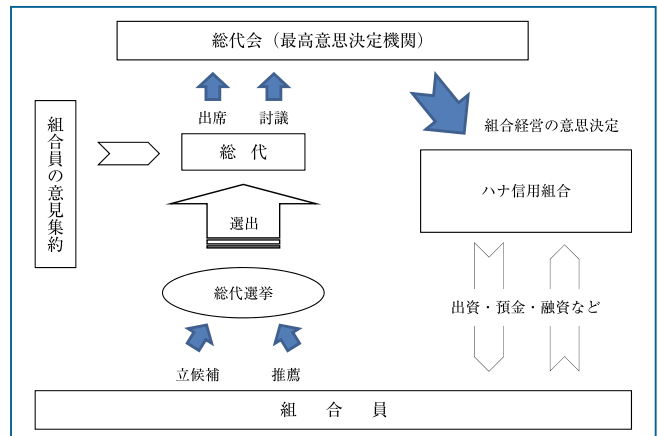
総代は、組合の最高意思決定機関である総代会の構成員であり実質的な組合員の代表として組合の最高意思決定に参加する重要な地位と役割を担っています。

### ○総代の任期とその選出方法（令和5年6月末現在）

- ①総代の任期・定数について
  - ・総代の任期は3年です。
  - ・総代の定数は100人以上125人以内です。（令和5年6月末現在の総代数114名）
- ②総代の選挙区
  - ・当組合の本支店営業地区に応じて9地区の選挙区に分け、選挙区ごとに選挙すべき総代数が総代選挙規約に定められています。
- ③総代の選出方法
  - ・当組合の総代選挙規約に基づき、各選挙区毎に選挙区に所属する組合員の中から公平な選挙によって選出されております。

### ○組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

当組合では、総代会に限定することなく、地域総代会の実施のほか、電子メールや電話などによる意見・要望の聴取、苦情相談



窓口の設置、役職員による日々の訪問活動など様々な方法で組合員の意見・要望を把握するよう努めています。

### ○第22回通常総代会の報告

令和5年6月23日に第22回通常総代会が東天紅上野店にて開催され、次のとおり決議されました。

#### ◇決議事項

- 第1号議案 第22期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）  
 剰余金処分案の承認に関する件  
 第2号議案 第23期事業計画及び収支予算案の承認に関する件  
 第3号議案 定款の一部変更に関する件



第22回通常総代会



第2部懇親会

○総代のご紹介

令和5年6月23日現在

選挙区	総定数	総代数	総代氏名 (敬称略、順不同)
東京都地区 (東京都全域)	40名以上 45名以内	42名	李春龍(3) 方祐哲(8) 李城勲(5) 金允植(5) 金正朝(8) 康鳳秀(6) 具本憲(6) 朴慶太(4) 李相喆(4) 孫賢強(1) 洪竜守(4) 鄭高延(4) 河成守(2) 張仁(8) 姜守官(5) 高明功(8) 高栄錫(5) 金朝日(8) 李利康(5) 梁秀英(2) 金仁範(4) 李守哲(3) 鄭日究(2) 文雄三(1) 金奉吉(8) 任忠先(3) 金信彦(3) 金輝男(4) 金正治(3) 李英雨(3) 姜宗義(3) 鄭仁洙(2) 金誠基(1) 李淳梓(1) 林春樹(8) 安英王(8) 秦日東(6) 安龍濬(6) 李準憲(8) 金学先(3) 崔守元(3) 李根俊(2)
千葉県地区 (千葉県全域)	9名以上 13名以内	11名	金禹顯(8) 白陽来(8) 黄金錫(8) 韓鐘哲(5) 金信萬(8) 姜尚賢(7) 金千一(3) 李英浩(3) 吳功吉(3) 白起栄(3) 張成道(1)
長野県地区 (長野県全域)	4名以上 5名以内	5名	崔熙七(6) 千英敏(5) 金貞教(3) 李寿東(3) 崔東哲(2)
新潟県地区 (新潟県全域)	2名以上 5名以内	3名	劉宗秀(3) 朴成仁(3) 文基勝(1)
神奈川県地区 (神奈川県全域)	18名以上 23名以内	21名	李成徳(5) 李慶勲(3) 金貴成(3) 李直樹(2) 朴明徳(1) 朴伸浩(1) 金光弘(8) 白忠成(4) 金京植(4) 曹正英(3) 洪鐘石(3) 金鉄一(2) 鄭昌侯(8) 朱昌石(6) 崔炳宇(6) 鄭齊(5) 宋昌孝(2) 朴永謹(2) 朴烈(2) 金元(1) 金炳龍(1)
埼玉県地区 (埼玉県全域)	11名以上 14名以内	13名	趙顕洙(5) 李相悦(7) 朴政基(5) 河信鎬(8) 洪萬基(8) 金大賢(4) 柳文成(4) 慎徳成(4) 金嘉總(8) 李賢洙(4) 金淳哲(1) 李良成(1) 金オクセム(3)
茨城県地区 (茨城県全域)	8名以上 10名以内	9名	尹志慶(5) 安成基(5) 盧源柱(4) 李徳守(3) 張春模(3) 曹徳洙(3) 李忠烈(1) 宋龍舞(1) 尹盛樹(1)
栃木県地区 (栃木県全域)	4名以上 5名以内	5名	趙勝雄(8) 禹栄一(8) 姜健(6) 金太龍(8) 尹祥律(4)
群馬県地区 (群馬県全域)	4名以上 5名以内	5名	周将植(3) 李哲録(3) 黄貴述(2) 金基泰(2) 趙東鎮(1)
合計	100名以上 125名以内	114名	「総代の属性別構成比」 職業別：会社員2.63%、事業主(個人)8.77%、事業主(法人)88.60% 年代別：49歳以下14.91%、50歳代47.37%、60歳代26.32%、70歳以上11.40% 業種別：遊技業19.30%、不動産(賃貸)業26.32%、飲食業13.16%、その他41.23%

(注1) 氏名の後の( )内に就任回数を記載しております。

主要な業務内容

- 預金業務  
預金・定期積金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、  
別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- 貸出業務  
(1) 貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。  
(2) 手形の割引  
商業手形の割引を取り扱っております。
- 商品有価証券売買業務  
取り扱っておりません。
- 有価証券投資業務  
取り扱っておりません。
- 内国為替業務  
送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。
- 外国為替業務  
取り扱っておりません。
- 社債受託及び登録業務  
取り扱っておりません。
- 金融先物取引等の受託等業務  
取り扱っておりません。
- 付帯業務  
(1) 債務の保証業務  
(2) 代理業務  
全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務  
(3) 地方公共団体の公金取扱業務

報酬体系について

- 対象役員  
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行等の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。  
(1) 報酬体系の概要  
【基本報酬】  
対象役員の基本報酬につきましては、総代会において、支払総額の最高限度額を決定しております。  
【退職慰労金】  
退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。  
(2) 役員に対する報酬 (単位：百万円)
- | 区分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|----|-----------|----------------|
| 理事 | 57        | 80             |
| 監事 | 8         | 10             |
| 合計 | 65        | 90             |
- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
注2. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
注3. 支払人数は、理事4名、監事2名です。  
注4. 前記以外に支払った役員退職慰労金は、監事1名1百万円です。

(3) その他  
「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。
  - 対象職員等  
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。  
なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はありません。  
注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。  
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,222,045	1,635,016	預金積金	239,746,034	262,987,466
預け金	109,607,277	115,894,192	当座預金	2,661,005	2,041,633
有価証券	201,150	201,700	普通預金	45,185,641	47,796,490
株	201,150	201,700	貯蓄預金	26,432	46,146
貸出金	188,945,891	208,829,569	通知預金	2,000	2,000
割引手形	17,730	9,554	定期預金	181,278,276	204,349,728
手形貸付	48,399,223	57,246,593	定期積金	10,441,456	8,577,993
証書貸付	140,289,031	151,356,144	その他の預金	151,222	173,474
当座貸越	239,905	217,277	借入金	50,000,000	50,000,000
その他資産	937,767	861,465	その他負債	1,772,694	2,388,196
未決済為替	62,112	27,577	未決済為替借	24,784	42,182
全信組連出資金	636,700	636,700	未払費用	896,535	1,235,855
前払費用	10,323	10,728	給付補填備金	8,386	6,387
未収収益	156,169	153,997	未払法人税等	497,255	758,968
その他の資産	72,462	32,462	前受収益	112,325	166,701
有形固定資産	5,435,383	5,626,720	払戻未済金	133,508	88,068
建物	1,301,225	1,195,281	資産除去債務	11,800	11,800
土地	4,047,118	4,322,542	その他の負債	88,098	78,231
その他の有形固定資産	87,038	108,895	賞与引当金	100,267	100,543
無形固定資産	4,505	3,751	退職給付引当金	958,691	984,044
ソフトウェア	1,506	776	役員退職慰労引当金	33,103	37,736
その他の無形固定資産	2,998	2,974	睡眠預金払戻損失引当金	395	411
繰延税金資産	332,437	357,770	その他の引当金	9,244	9,006
債務保証見返	1,673,029	1,231,460	債務保証	1,673,029	1,231,460
貸倒引当金	△ 3,299,215	△ 3,482,370	負債の部合計	294,293,462	317,738,866
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,160,771	△ 2,458,771	(純資産の部)		
			出資金	2,913,782	2,874,737
			普通出資金	2,913,782	2,874,737
			利益剰余金	8,853,026	10,545,670
			利益準備金	2,060,000	2,520,000
			その他利益剰余金	6,793,026	8,025,670
			特別積立金	2,230,000	2,230,000
			当期末処分剰余金	4,563,026	5,795,670
			組合員勘定合計	11,766,808	13,420,407
			純資産の部合計	11,766,808	13,420,407
資産の部合計	306,060,271	331,159,274	負債及び純資産の部合計	306,060,271	331,159,274

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物及びその他の有形固定資産のうち構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 8年～39年  
その他 3年～21年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率に加え、一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、この引当金は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第2項第1号に規定する引当金であります。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額をその他の引当金として計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引（又は売買取引）に準じた会計処理によりております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役員収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 34百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,752百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第

3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

16. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返等の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,112百万円
危険債権額	7,052百万円
三月以上延滞債権額	該当ございません
貸出条件緩和債権額	339百万円
合計額	8,504百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の一部及び周辺機器、営業用車両についてはリース契約により使用しております。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9百万円であります。

19. 担保に提供している資産は次のとおりです。  
担保提供している資産 預け金 50,000百万円  
担保資産に対応する債務 借入金 50,000百万円  
上記のほか、公金取扱い、為替取引、全国信用組合保障基金提供のため預け金6,834百万円及びその他の資産6百万円を担保提供しております。

20. 出資1口当たりの純資産額は4,668円39銭です。

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は株式であり、事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会やリスク管理委員会および常任理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

② 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、流動性リスク管理規程に従い支払準備資産を適切に管理するなどによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	115,894	115,975	81
(2) 貸出金(*1)	208,829		
貸倒引当金(*2)	△3,482		
	205,347	207,106	1,758
金融資産計	321,241	323,081	1,840
(1) 預金積金(*1)	262,987	265,089	2,101
(2) 借入金(*1)	50,000	50,000	-
金融負債計	312,987	315,089	2,101

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価

に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、短期間で決済され時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	201
全信組連出資金(*1)	636
合 計	838

(\*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的に区分した債券はありません。

(3) その他有価証券で時価のあるものはありません。

24. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,065百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取り消し可能なものは1,065百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	793百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	273
賞与引当金損金算入限度額超過額	27
役員退職慰労引当額	10
繰延消費税損金算入限度額超過額	4
未払事業税有税額	49
その他	12
繰延税金資産小計	1,171
評価性引当額	△813
繰延税金資産合計	357百万円

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	5,390,403	6,168,264
資金運用収益	4,926,290	5,568,868
貸出金利息	4,807,637	5,411,125
預け金利息	73,119	107,454
有価証券利息配当金	5,673	5,673
その他の受入利息	39,860	44,615
役員取引等収益	459,594	594,756
受入為替手数料	29,091	24,808
その他の役員収益	430,502	569,948
その他業務収益	2,997	3,288
その他の業務収益	2,997	3,288
その他経常収益	1,520	1,351
その他の経常収益	1,520	1,351
経常費用	3,621,699	3,633,801
資金調達費用	835,438	924,320
預金利息	830,724	920,890
給付補填備金繰入額	4,713	3,429
役員取引等費用	100,901	97,367
支払為替手数料	28,751	23,123
その他の役員費用	72,150	74,243
その他業務費用	791	78
その他の業務費用	791	78
経費	2,309,476	2,410,164
人件費	1,490,000	1,549,471
物件費	704,398	738,587
税金	115,077	122,106
その他経常費用	375,090	201,870
貸倒引当金繰入額	361,526	183,154
その他の経常費用	13,564	18,715
経常利益	1,768,703	2,534,463
特別利益	19,271	180
その他の特別利益	19,271	180
特別損失	22,248	42,877
固定資産処分損失	1,144	741
減損損失	-	42,135
その他の特別損失	21,104	-
税引前当期純利益	1,765,726	2,491,766
法人税・住民税及び事業税	502,873	764,585
法人税等調整額	△23,947	△25,333
法人税等合計	478,926	739,252
当期純利益	1,286,800	1,752,513
繰越金(当期首残高)	3,276,226	4,043,157
当期末処分剰余金	4,563,026	5,795,670

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 596円20銭
- その他の経常費用には、役員退職慰労引当金6百万円を含んでいます。
- 減損損失は、茨城地区の営業用店舗については、営業キャッシュ・フローの低下により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格に満たないことから、帳簿価格を正味売却価格まで減額しております。正味売却価格は、不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。群馬地区の営業用店舗については、老朽化に伴い期限を2年と定め移転することが決定しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格に満たないことから、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減

少額を減損損失として、特別損失に計上しております。当組合は、営業用店舗については、営業店をグループの単位としております。

(単位：千円)

地 域	主な用途	種 類	減損損失	
茨城地区	営業用店舗1カ店	有形固定資産	土地	18,653
			建物	17,136
			動産	728
			小計	36,518
群馬地区	営業用店舗1カ店	有形固定資産	建物	623
			動産	4,993
			小計	5,616
合 計			土地	18,653
			建物	17,759
			動産	5,722
			合計	42,135

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	4,563,026,810	5,795,670,888
前期繰越金	3,276,226,359	4,043,157,372
当期純利益金	1,286,800,451	1,752,513,516
剰余金処分額	519,869,438	638,010,026
利益準備金	460,000,000	580,000,000
出資に対する配当金	59,869,438	58,010,026
(年2.0%の割合)	(年2.0%の割合)	(年2.0%の割合)
特別積立金	-	-
繰越金(当期末残高)	4,043,157,372	5,157,660,862

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第22期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月26日  
ハナ信用組合  
理事長 中村 真次

## 会計監査人による監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」及び「附属明細書」につきましては、会計監査人である「監査法人アイリス」の監査を受けております。

## 継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。

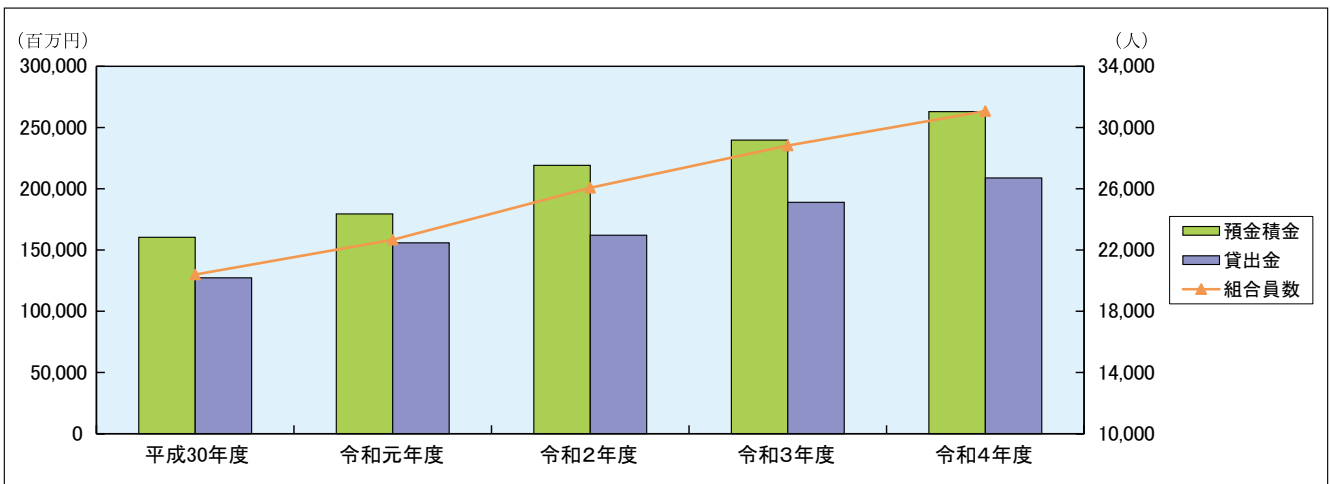


主要な事業の状況を示す指標

(単位：人、口、千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,701,048	4,478,684	4,814,841	5,390,403	6,168,264
経常利益	915,867	1,133,260	1,393,096	1,768,703	2,534,463
当期純利益	944,178	1,145,658	952,055	1,286,800	1,752,513
出資総額	3,027,355	3,047,830	2,971,610	2,913,782	2,874,737
出資総口数	3,027,355	3,047,830	2,971,610	2,913,782	2,874,737
純資産額	8,603,348	9,738,154	10,583,362	11,766,808	13,420,407
総資産額	197,685,577	218,088,963	265,756,121	306,060,271	331,159,274
預金積金残高	160,380,568	179,457,635	219,131,284	239,746,034	262,987,466
貸出金残高	127,285,925	155,848,202	162,064,204	188,945,891	208,829,569
有価証券残高	201,150	201,150	201,150	201,150	201,700
自己資本比率(単体)	6.78%	6.70%	6.77%	6.51%	6.58%
出資に対する配当金	31,326	30,627	45,526	59,869	58,010
職員数	197	198	196	200	192

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。  
 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。



資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

科目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り
資金運用勘定	275,445	4,926,290	1.78%	311,444	5,568,868	1.78%
貸出金	176,485	4,807,637	2.72%	199,521	5,411,125	2.71%
預け金(無利息分を除く)	98,121	73,119	0.07%	111,086	107,454	0.09%
有価証券	201	5,673	2.82%	201	5,673	2.82%
その他	636	39,860	6.26%	636	44,615	7.00%
資金調達勘定	266,567	835,438	0.31%	300,699	924,320	0.30%
預金積金	226,892	835,438	0.36%	250,699	924,320	0.36%
借入金	39,674	-	0.00%	50,000	-	0.00%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度369百万円、令和4年度263百万円)を控除して表示しております。

## 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	4,090,852	4,644,548
資金運用収益	4,926,290	5,568,868
資金調達費用	835,438	924,320
役務取引等収支	358,692	497,388
役務取引等収益	459,594	594,756
役務取引等費用	100,901	97,367
その他の業務収支	2,205	3,210
その他業務収益	2,997	3,288
その他業務費用	791	78
業務粗利益	4,451,750	5,145,147
業務粗利益率	1.61%	1.65%
業務純益	2,124,759	2,849,828
実質業務純益	2,142,274	2,734,982
コア業務純益	2,142,274	2,734,982
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	2,142,274	2,734,982

- (注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100  
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

## 経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
人件費	1,490,000	1,549,471
報酬給料手当	1,201,796	1,252,670
退職給付費用	98,653	98,230
その他	189,550	198,570
物件費	704,398	738,587
事務費	270,050	296,361
固定資産費	133,312	130,424
事業費	84,812	117,339
人事厚生費	28,407	25,241
減価償却費	129,519	136,277
その他	58,297	32,942
税金	115,077	122,106
経費合計	2,309,476	2,410,164

## 預貸率及び預証率(期末・期中平均)

項目	令和3年度	令和4年度
預貸率(期末)	78.81%	79.40%
(期中平均)	77.78%	79.58%
預証率(期末)	0.08%	0.07%
(期中平均)	0.08%	0.08%

## 組合員の推移

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度
個人	26,140	28,336
法人	2,682	2,738
合計	28,822	31,074

## 役務取引の状況

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	459,594	594,756
受入為替手数料	29,091	24,808
その他の受入手数料	429,492	568,938
その他の役務取引等収益	1,010	1,009
役務取引等費用	100,901	97,367
支払為替手数料	28,751	23,123
その他の支払手数料	57,630	58,976
その他の役務取引等費用	14,520	15,267

## その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	2,997	3,288
合計	2,997	3,288

## 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	465,104	642,578
支払利息の増減	158,139	88,881

## 総資産利益率

項目	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.63%	0.80%
総資産当期純利益率	0.45%	0.55%

(注) 総資産経常(当期純)利益率  

$$= \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

## 総資金利鞘

項目	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り(A)	1.78%	1.78%
資金調達原価率(B)	1.17%	1.10%
総資金利鞘(A)-(B)	0.61%	0.68%

## 役職員1人当りの預金・貸出金残高

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
役職員1人当りの預金残高	1,169,492	1,334,961
役職員1人当りの貸出金残高	921,687	1,060,048

## 1店舗当りの預金・貸出金残高

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
1店舗当りの預金残高	14,102,707	15,469,850
1店舗当りの貸出金残高	11,114,464	12,284,092

預金種目別平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	49,387	21.76%	48,976	19.53%
定期性預金	177,505	78.23%	201,723	80.46%
(うち定期積金)	(11,365)	(5.00%)	(9,561)	(3.81%)
譲渡性預金	—	0.00%	—	0.00%
その他の預金	—	0.00%	—	0.00%
合 計	226,892	100.00%	250,699	100.00%

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
固定金利定期預金	181,278	204,349
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	181,278	204,349

先物取引・オプション取引の時価情報

該当ありません。

オフ・バランス取引の状況

該当ありません。

有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	—	0.00%	—	0.00%
地 方 債	—	0.00%	—	0.00%
短 期 社 債	—	0.00%	—	0.00%
社 債	—	0.00%	—	0.00%
株 式	201,150	100.00%	201,156	100.00%
外 国 証 券	—	0.00%	—	0.00%
その他の証券	—	0.00%	—	0.00%
合 計	201,150	100.00%	201,156	100.00%

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

満期保有目的の債券

該当ありません。

売買目的有価証券

該当ありません。

その他有価証券

該当ありません。

預金者別預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	180,331	75.21%	202,592	77.03%
法 人	59,414	24.78%	60,394	22.96%
一般法人	57,211	23.86%	58,987	22.42%
金融機関	2,200	0.91%	1,402	0.53%
公 金	2	0.00%	5	0.00%
合 計	239,746	100.00%	262,987	100.00%

財形貯蓄残高

該当ありません。

デリバティブ商品

該当ありません。

金銭の信託

該当ありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	201,150	201,700
合 計	201,150	201,700

有価証券の種類別の残存期間別の残高

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

貸出金種類別平均残高

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	13,939	0.00%	14,420	0.00%
手形貸付	42,456,022	24.05%	52,602,586	26.36%
証書貸付	133,687,991	75.74%	146,673,563	73.51%
当座貸越	327,865	0.18%	230,460	0.11%
合 計	176,485,818	100.00%	199,521,031	100.00%

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
固定金利貸出	63,280,198	33.49%	72,294,810	34.61%
変動金利貸出	125,665,693	66.50%	136,534,759	65.38%
合 計	188,945,891	100.00%	208,829,569	100.00%

貸出金使途別残高

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
運 転 資 金	77,739,954	41.19%	91,006,787	43.62%
設 備 資 金	106,145,802	56.24%	112,541,929	53.94%
消 費 資 金	4,820,228	2.55%	5,063,573	2.42%
合 計	188,705,985	100.00%	208,612,291	100.00%

(注) 当座貸越を除く

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	1,138,444	17,514	1,023,598	△ 114,846
個別貸倒引当金	2,160,771	△ 23,962	2,458,771	298,000
合 計	3,299,215	△ 6,447	3,482,370	183,155

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	-	-

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
全国信用協同組合連合会	1,652,335	95.49%	1,214,925	94.84%
商工組合中央金庫	-	-	-	-
日本政策金融公庫(中小企業事業)	-	-	-	-
日本政策金融公庫(国民生活事業)	55,334	3.19%	47,821	3.73%
住宅金融支援機構	22,574	1.30%	18,162	1.41%
独立行政法人福祉医療機構	-	-	-	-
その他の公庫・機構	-	-	-	-
合 計	1,730,244	100.00%	1,280,910	100.00%

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	590,160	0.31%	542,412	0.26%
農 業、林 業	2,223	0.00%	1,946	0.00%
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	800,096	0.42%	2,381,174	1.14%
建 設 業	1,924,552	1.02%	2,324,458	1.11%
電気・ガス・熱供給・水道業	970,161	0.51%	1,050,561	0.50%
情 報 通 信 業	2,300,114	1.22%	2,139,603	1.02%
運 輸 業、郵 便 業	497,126	0.26%	361,337	0.17%
卸 売 業、小 売 業	5,299,337	2.80%	4,836,960	2.32%
金 融 業、保 険 業	1,926,000	1.02%	3,014,000	1.44%
不 動 産 業	115,245,575	60.99%	127,921,642	61.26%
物 品 賃 貸 業	2,141	0.00%	992	0.00%
学術研究、専門・技術サービス業	13,826	0.01%	237,167	0.11%
宿 泊 業	20,815,292	11.02%	26,046,159	12.47%
飲 食 業	3,338,494	1.77%	3,312,868	1.59%
生活関連サービス業、娯楽業	20,528,836	10.86%	19,334,806	9.26%
教育、学習支援業	1,879,579	0.99%	1,901,737	0.91%
医 療、福 祉	152,378	0.08%	141,874	0.07%
その他のサービス業	5,846,080	3.09%	5,853,867	2.80%
そ の 他 の 産 業	1,546,685	0.82%	1,507,920	0.72%
小 計	183,678,662	97.21%	202,911,489	97.17%
国・地方公共団体等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,267,228	2.79%	5,918,079	2.83%
合 計	188,945,891	100.00%	208,829,569	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	残 高	構成比	債務保証見返額	残 高	構成比	債務保証見返額
預 金 ・ 積 金	10,641,098	5.63%	126,709	11,341,627	5.43%	15,658
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-	-
不 動 産	82,088,255	43.45%	1,368,501	91,614,642	43.87%	1,068,772
そ の 他	-	-	-	-	-	-
小 計	92,729,354	49.08%	1,495,211	102,956,270	49.30%	1,084,430
信用保証協会・信用保険	4,763,889	2.52%	7,226	4,442,494	2.13%	6,746
保 証	91,274,387	48.31%	177,818	101,353,116	48.53%	140,283
信 用	178,260	0.90%	-	77,687	0.04%	-
合 計	188,945,891	100.00%	1,673,029	208,829,569	100.00%	1,231,460

(注) 1. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合は、換価しやすい順に担保価格により按分して記載しております。  
 2. 「信用保証協会・信用保険」欄には信用保証協会等の公的保証機関の残高、「保証」欄には一般保証会社や保証人が付保されている残高、「信用」欄には無担保・無保証の残高を記載しております。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和3年度	1,532	499	1,033	100.00%	100.00%
	令和4年度	1,112	381	730	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和3年度	3,908	2,444	1,127	91.38%	77.00%
	令和4年度	7,052	4,808	1,727	92.68%	77.00%
要 管 理 債 権	令和3年度	828	133	172	37.00%	24.87%
	令和4年度	339	230	48	82.12%	44.34%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和3年度	828	133	172	37.00%	24.87%
	令和4年度	339	230	48	82.12%	44.34%
小 計	令和3年度	6,269	3,077	2,333	86.30%	73.10%
	令和4年度	8,504	5,420	2,507	93.22%	81.30%
正 常 債 権	令和3年度	184,467	-	-	-	-
	令和4年度	201,669	-	-	-	-
合 計	令和3年度	190,736	-	-	-	-
	令和4年度	210,174	-	-	-	-

(注)  
 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。  
 3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。  
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。  
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。  
 7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。  
 10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	11,706		13,362	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,913		2,874	
うち、利益剰余金の額	8,853		10,545	
うち、外部流出予定額(△)	59		58	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,138		1,023	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,138		1,023	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,845		14,385	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3		2	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3		2	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3		2	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	12,842		14,383	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	189,469		209,971	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,737		8,543	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	197,207		218,515	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	6.51%		6.58%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

### ◇自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：ハナ信用組合）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に参入された額は、2,874百万円となります。

### ◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げを行うことにより自己資本を充実させ、国内基準の4%を上回っており、経営の健全性、安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	189,469	7,578	209,971	8,398
(1)標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	189,469	7,578	209,971	8,398
① ソブリン向け	—	—	—	—
② 金融機関向け	11,930	477	13,187	527
③ 法人等向け	44,951	1,798	53,164	2,126
④ 中小企業等向け及び個人向け	1,702	68	1,647	65
⑤ 抵当権付住宅ローン	1,170	46	1,203	48
⑥ 不動産取得等事業向け	119,391	4,775	130,440	5,217
⑦ 三月以上延滞等	405	16	379	15
⑧ 出資等	201	8	201	8
出資等のエクスポージャー	201	8	201	8
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑨ 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	636	25	636	25
⑪ その他	9,080	363	9,109	364
(2)証券化エクスポージャー	—	—	—	—
(3)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
(4)経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
(5)他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
(6)CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
(7)中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	7,737	309	8,543	341
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	197,207	7,888	218,515	8,740

(注)

1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、日本国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には、固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 統合的リスク管理に関する事項

当組合では、組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより当組合の業務の健全性を確保することを目的とした統合的リスク管理を行っております。

当組合は「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク統括部門が、各リスクの管理所管部署と連携して、組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括するなど統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めております。

## 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

### ◇信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務内容の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

審査・与信管理については、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。

信用リスク管理の要であります貸出審査にあたっては、安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の原則に基づいた審査を行うとともに、案件によって常勤理事等で構成される融資審査委員会において合議するなど、厳格かつ適切なリスク管理を行っております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」並びに「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定しており、その結果については外部監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### ◇リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当ありません。

### ◇エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当ありません。

## <信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高>

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	621	569	621	569	-	-	-	-	2	2
農 業、林 業	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	801	2,381	800	2,381	-	-	-	-	-	-
建 設 業	2,013	2,405	2,010	2,404	-	-	-	-	19	-
電気・ガス・熱供給・水道業	985	1,065	985	1,065	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	15	-	15	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	507	367	507	367	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	5,608	5,124	5,603	5,117	-	-	-	-	2	1
金 融 業、保 険 業	112,463	119,805	1,926	3,014	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	115,580	128,272	115,509	128,209	-	-	-	-	583	202
物 品 賃 貸 業	2	0	2	0	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	909	1,144	907	1,142	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	20,963	26,216	20,953	26,204	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	3,892	3,778	3,890	3,776	-	-	-	-	26	24
生活関連サービス業、娯楽業	23,663	21,865	23,659	21,857	-	-	-	-	776	941
教 育、学 習 支 援 業	1,883	1,902	1,883	1,902	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	178	163	178	163	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	4,781	4,892	4,781	4,891	-	-	-	-	48	47
そ の 他 の 産 業	1,548	1,508	1,548	1,508	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	4,853	5,471	4,848	5,465	-	-	-	-	117	116
そ の 他	8,085	7,676	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	309,359	334,641	190,618	210,061	-	-	-	-	1,577	1,336
1 年 以 下	147,931	164,685	44,662	48,836	-	-	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	33,566	30,609	27,566	30,609	-	-	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	11,518	13,987	11,518	13,987	-	-	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	8,071	8,888	8,071	8,888	-	-	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	21,755	25,162	21,755	25,162	-	-	-	-	-	-
10 年 超	75,803	81,762	75,803	81,762	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	2,640	1,882	1,240	812	-	-	-	-	-	-
そ の 他	8,071	7,661	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	309,359	334,641	190,618	210,061	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。



<業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等>

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和3年度	令和4年度
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製 造 業	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	300	-	-	-	300	-	-
建 設 業	25	23	23	18	25	23	23	18	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	136	20	20	18	136	20	20	18	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	59	450	450	217	59	450	450	217	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	2	0	0	0	2	-	-
宿 泊 業	464	491	491	340	464	491	491	340	-	-
飲 食 業	48	45	45	40	48	45	45	40	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	1,231	999	999	1,392	1,231	999	999	1,392	-	-
教育、学習支援業	21	20	20	21	21	20	20	21	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	133	62	62	51	133	62	62	51	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	59	43	43	50	59	43	43	50	-	-
合 計	2,184	2,160	2,160	2,458	2,184	2,160	2,160	2,458	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等>

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	-	17,106	-	16,452
10	-	545	-	682
20	-	109,713	-	115,967
35	-	3,343	-	3,439
50	-	1,078	-	830
75	-	2,346	-	2,334
100	-	174,877	-	194,564
150	-	17	-	12
250	-	332	-	357
1250	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	-	309,359	-	334,641

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

<一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額>

P.10をご参照ください。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしております。担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

与信判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「融資規程」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

この際、信用リスク削減方法の一つとして、組合が定める規程や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### <信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー>

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	10,895	11,366	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

## 金利リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度などをALMシステムにより月次単位で測定し、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

リスク管理及び計測の対象は、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債となります。

### ◇金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.835年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。
- ・流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
- ・IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- ・内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関しては令和5年3月末の $\Delta E V E$ は11億円(前期末比+7百万円)となり、大きな変動はありません。
- ・当組合の $\Delta E V E$ は自己資本額の20%以内であり、金利リスクの管理上、問題のない水準となっております。

### <金利リスク>

(単位:百万円)

項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	1,094	1,102	641	697
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,094	1,102	641	697
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	12,842		14,383	

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続きの概要

出資金及び有価証券については、当組合と業務上関連のあるものを保有しており、上場株式・債券等による有価証券運用は行っておりません。

保有する株式等については、「自己査定基準」に基づき定期的に査定・評価のうえ自己査定委員会において正確に査定し、経営陣へ報告する態勢になっています。また、リスクの状況は財務諸表や当組合との取引関係に基づき評価しています。

### ◇貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	837	—	838	—
合 計	837	—	838	—

(注) 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく時価はありません。

### ◇出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

### ◇貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### ◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「オペレーショナル・リスク管理方針」等を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクを一元的に管理し、総合的にリスクを特定、評価することにより当組合の損失を最小限とするよう努めています。

事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」等の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、点検確認等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

法令等遵守体制

当組合では、民族金融機関としての使命と社会的責任を果たすため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、法令やルール等を厳格に遵守し社会規範に反することのないよう誠実かつ公正な組合事業の推進に努めております。

当組合は、理事会承認のもとコンプライアンスの整備・確立のため「コンプライアンス基本方針」を定めております。

当組合のコンプライアンス体制は、理事会、常任理事会、コンプライアンス委員会を中心とし、理事長直轄のコンプライアンス統括部がコンプライアンス推進について統括しております。理事長は、各都店長をコンプライアンス管理責任者に任命し、各都店においてコンプライアンス管理責任者を中心として、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。

2023（令和5年）年度においても、引き続き「2023年度コンプライアンス・プログラム」に則り、コンプライアンスの定着に向け全役職員一丸となって取り組んでまいります。

コンプライアンス基本方針

- 1. 組合の公共的使命**  
当組合は、当組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
- 2. 質の高い金融サービスの提供**  
当組合は、経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献する。
- 3. 法令やルールの厳格な遵守**  
当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
- 4. 地域社会とのコミュニケーション**  
当組合は、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。
- 5. 人権の尊重**  
当組合は、すべての人々の人権を尊重する。
- 6. 多様な人材の活躍、健康・安全な職場**  
当組合は、多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- 7. 人材育成への取組み、金融経済教育への貢献**  
当組合は、人材育成や能力開発に積極的に取り組み、職員の自律的なキャリア形成を支援する。また、金融経済教育への参画等により、社会の金融リテラシー向上に貢献する。
- 8. 環境問題等への取組み**  
当組合は、地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高い持続可能な環境・社会の構築に向け、主体的に行動する。
- 9. 社会参画と発展への貢献**  
当組合は、当組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- 10. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応**  
当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マナー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

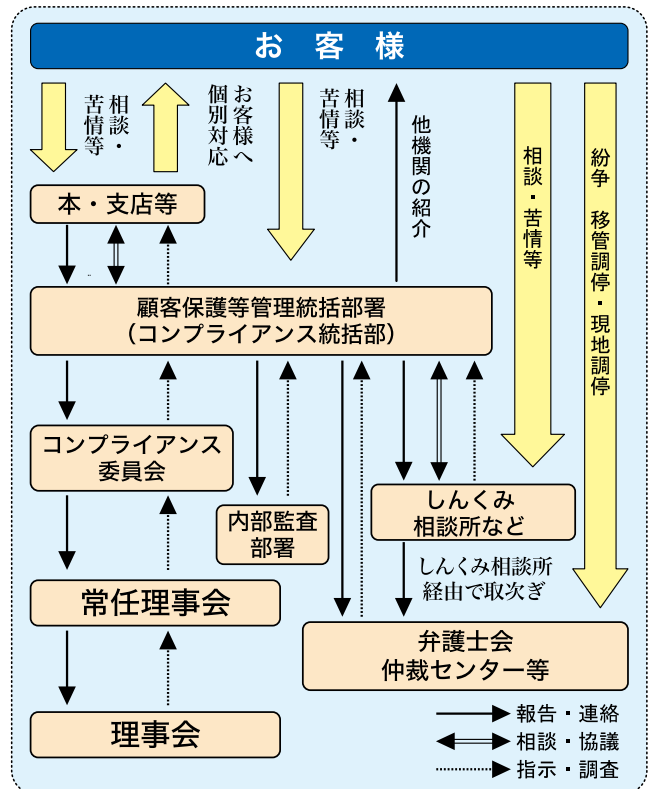
窓 口：ハナ信用組合コンプライアンス統括部  
電話番号：03-3356-1462  
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）  
受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <https://www.hanashinkumi.com>

■紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、ハナ信用組合コンプライアンス統括部または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。  
①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。  
②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。  
※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

窓 口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所  
住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）  
電話番号：03-3567-2456  
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）  
受付時間：午前9時～午後5時



## 地域貢献

### ○地域貢献に対する経営姿勢

当組合は、地域の在日同胞の方々が主な組合員となり、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づいた金融事業を通じて、組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献することを活動の基本としております。

また、組合員を中心としたお取引先一人ひとりの顔が見えるきめ細かな金融取引を基本として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

### ○預金を通じた地域貢献

地域の金融機関として、組合員をはじめとするお客様のライフステージをサポートするため、各種預金商品を取り揃え、お預かりしたご預金は、お取引先の多様な金融ニーズを踏まえた融資を通じて、地域の活性化と発展のため有効に活用しております。

### ○融資を通じた地域貢献

#### ①貸出状況

事業者：運転資金	91,006百万円
設備資金	112,541百万円
個人：住宅ローン	4,371百万円
消費者ローン	691百万円

#### ②地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、東京都や神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和4年度は198件4,180百万円のご利用をいただいております。

#### ③在日本朝鮮商工会推薦融資の取扱状況

令和4年度は3件4百万円のご利用をいただいております。

### ○文化的・社会的貢献に関する活動

①地域同胞社会の拠点である1都8県の朝鮮学校及び幼稚園に対し積極的な各種支援活動を行っております。

- ・当組合営業エリア内の朝鮮の幼稚園及び小学校の新入生（入園児）に学習文具を、中学校の新入生に通学用カバンを贈呈し、民族教育を応援しております。
- ・東京朝鮮第三初級学校、群馬朝鮮初中級学校、茨城朝鮮初中高級学校の学生達を対象に課外授業を実施いたしました。

②各地域後援会等が開催する講演会やセミナー、ゴルフ、旅行等の親睦行事を積極的にサポートいたしました。

③都内信用組合献血運動に職員5名が参加いたしました。



### ○地域サービスの充実

#### ①個人ローンのWeb申込み

個人ローンのお申込みが、Webサイト、スマホから24時間いつでもどこからでも可能です。

#### ②キャッシュカードご利用者へのサービス ＜ATMのご利用＞

当組合のキャッシュカードは、セブン銀行ATMにて終日お取引が可能であり、全国の金融機関やゆうちょ銀行、コンビニのATMでご利用いただけます。

全国の提携信用組合に設置されているATM・CDの指定時間内（平日8：45～18：00）のご利用手数料が、無料となる「しんくみお得ネット」に加盟し、同サービスを行っています。

当組合のキャッシュカードまたはローンカードのご利用に伴うATM手数料を月5回までキャッシュバックしております。

#### ＜キャッシュカードの盗難・紛失時における対応＞

信組ATMセンターにおいて年中無休24時間対応で受付を行っています。（☎：047-498-0151）

偽造・盗難キャッシュカードによる不正な引出しに対する被害の補償を実施しております。

#### ③インターネットバンキングサービスのご利用

##### ＜個人のお客様向け＞

口座残高管理、お取引先への支払など資金移動に大変便利でお得なインターネットバンキングの取扱いを行っており、ご利用に伴う振込手数料を月3回までキャッシュバックし好評をいただいております。

##### ＜法人のお客様向け＞

口座残高管理・振込振替・総合振込サービス、利用者IDを作成し複数人での使用、ワンタイムパスワード・電子証明書による強固なセキュリティ等の法人向け機能を月額基本料無料で提供しております。

#### ④入金・振込サービスの取扱時間の拡大

- ・他の金融機関から当組合宛の振込については、受取人の口座状況やシステムメンテナンス時間帯等、入金ができない状態を除き24時間365日、即時に入金致します。
- ・当組合からの振込が可能な時間帯は次の通りです。

	窓口・ATM	インターネットバンキング
平日	9:00~15:00	8:30~21:00
土曜・日曜・休日	-	8:30~21:00

注1:振込先の金融機関によっては、当日振込できない場合があります。  
注2:当座預金への入金は従来通り15時までとなっております。

#### ⑤インターネットでんさいサービス

インターネットから、でんさいネット参加金融機関を通じて、でんさいネットに対して、「でんさい」の発生や譲渡などの記録請求により、お支払いにご利用できます。利用の際には、お支払やお受取用の決済口座を指定し、支払期日に指定口座間で自動的に送金が行われます。

※「でんさいネット」とは、株式会社全銀電子債権ネットワークの通称で、同社による電子記録債権を「でんさい」といいます。

### ○企業の社会的責任（CSR）について

当組合は、CSRの一環として毎年5月1日から10月31日までの間「省エネルギー対策」を実施しております。

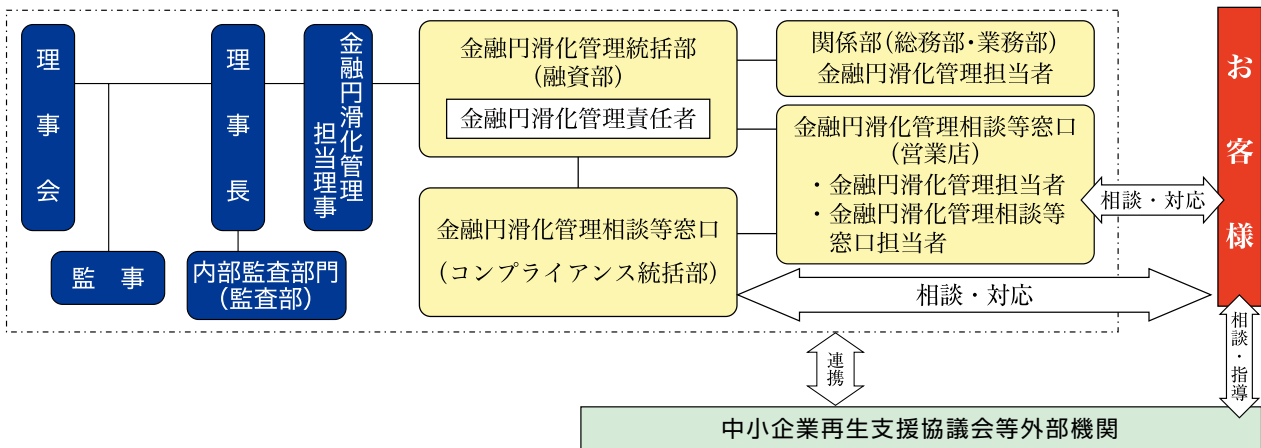
この期間、営業時間中の空調温度を原則として28℃以上とし、職員はノーネクタイなどのクールビズを実施しております。また、電力供給に配慮した節電対策として、電気の間引きやエレベーターの一部稼働停止を実施しております。

## 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

- (1) お客様へ円滑に資金を供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つであり、その社会的責任と公共的機能を果たすべく、可能な限りお客様のご希望に沿うよう努めてまいります。
- (2) お客様からのお借入の申込みやお借入れ条件の変更等に関わるご要望等を承った際には、お客様の経営実態や特性を把握し、お客様の実情に応じた与信判断を行うよう努めてまいります。
- (3) お客様に対する経営相談・経営指導及びお客様の経営改善に向けた取組みに関する支援を適切に行えるようきめ細かな対応に努めてまいります。
- (4) お客様からのお問合せやご相談・ご要望および苦情等を承った際には、誠実な対応に心がけ、必要なお説明を行い、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。
- (5) お客様からのお借入条件の変更に関するお申込み等について、他の金融機関等が関係している場合には、関係先との緊密な連携等を含めて適切に対応するよう努めてまいります。

### 2. 態勢整備の状況（中小企業円滑化管理体制における組織体系図）



### 3. 取組み状況

- (1) 創業・新規事業開拓の支援  
令和4年度新規創業支援ローンの取組み  
新規創業資金(信用保証協会付保) 11件 85百万円
- (2) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援  
企業再生先の取組としては、10グループ・14先を対象として、中小企業診断士と連携し、定期的なヒアリングを実施したうえで、業況の把握とともに様々な経営相談、「経営改善計画」の策定支援等を通じ、経営改善に向けた働きかけを行いました。  
また、金融円滑化対応の条件変更を行った中小企業のお客様に対しましても、「経営改善計画」の策定支援を行い、うち31グループ・31先を対象として、業況の把握・進捗状況の確認を行っております。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業者支援について  
新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、きめ細かな実態把握や経営の継続に必要な資金供給、既存融資の条件変更に係る迅速かつ柔軟な対応等、事業者への積極的な支援に取り組みました。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

### 【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み状況】

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	65件	75件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	9.27%	10.79%
保証契約を解除した件数	5件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件	0件

# 手数料一覧

(令和5年4月1日現在)

\* 下記手数料には、消費税等が含まれています。

種 類		組合員	非組合員				
振込手数料	窓口・渉外受付	同一店内宛	5万円未満 5万円以上	無料 無料	口座振替 現金 振替	無料 無料 110円 110円 550円 550円	110円 220円 220円 440円 550円 770円
		本支店宛	5万円未満 5万円以上	無料 無料		110円 110円	
			他行宛	5万円未満 5万円以上		550円 550円	550円 550円
		ATM		同一店内宛			無料
			本支店宛			無料	110円
			他行宛			440円	440円
	インターネットバンキング	同一店内宛		無料	無料		
		本支店宛		無料	110円		
		他行宛		220円	440円		
	代金取立手数料 1通につき ※割引・担保手形 を含みます。	電子交換		440円		660円	
	その他の 為替手数料	振込組戻料	1件につき			660円	
		取立手形組戻料	1通につき			1,100円	
不渡手形返却料		1通につき			1,100円		
ハナビビジネスダイレクト サービス	郵送によるログインIDの開示請求				990円		
	電子メールによるログインIDの開示請求				550円		
	ワンタイムパスワードハードウェアトークン再発行1個につき				2,750円		
	ワンタイムパスワードハードウェアトークン追加申請1個につき				2,750円		
当座預金関係手数料	小切手	1冊(50枚)			2,200円		
	約束手形	1冊(50枚)			2,200円		
	為替手形	1枚につき			550円		
	自己宛小切手	1枚につき			550円		
	マル専口座開設	割賦販売通知書1通につき			3,300円		
	マル専手形	1枚につき			550円		
各種証明書等 発行手数料	残高証明書	1件につき			220円		
	残高証明書(監査法人用)	1件につき			1,100円		
	証明書(民法909条2)	1件につき			220円		
	取引履歴	1枚につき			110円		
	個人情報開示	1回			1,100円		
再発行手数料	主債務の履行状況開示	1回			1,100円		
	各種カード(ローンカード・ネットバンキング含む)				1,100円		
両替手数料 (1件あたりの 紙幣・硬貨 合計枚数)	従量制	1通(冊)につき		無料	550円		
		1枚~500枚		無料	110円		
	窓口両替・金種指定払戻	501枚~1,000枚			550円		
		1,001枚以上		1,000枚ごとに550円加算いたします。			
月額定額制	・汚損した現金の交換、記念硬貨の交換、旧紙幣から新紙幣への交換は無料です。						
	・月間の両替枚数・両替回数により個別対応とさせていただきます。 ・月額払いで、両替枚数・回数にかかわらず一定枚数まで一定額といたします。						
両替配金手数料 (1回あたりの 紙幣・硬貨 合計枚数)	従量制	1枚~500枚		無料	1,100円		
		501枚以上			1,100円		
	1回あたり	・渉外等訪問により両替金をお届けする場合は、上記手数料をいただきます。					
月額定額制	・月間の配金回数により個別対応とさせていただきます。 ・月額払いで、配金回数にかかわらず一定回数まで一定額といたします。						

## ○融資関連手数料

取扱区分	手数料		
不動産担保調査手数料 (住宅ローン除く)	5千万円未満	11,000円	
	5千万円以上1億円未満	33,000円	
	1億円以上5億円未満	55,000円	
	5億円以上	110,000円	
	担保物件追加・差替	11,000円	
	調査事務手数料(1件につき上記に加算)	11,000円	
	(根)抵当権の変更(債務者・順位・極度額等)	11,000円	
(根)抵当権の抹消(一部抹消・登記留保含む)※約定完済の場合は不要です。	11,000円		
不動産業等の商品物件の一部解除(1件につき)	3,300円		
証書貸付における 繰上返済手数料	以下の全ての要件(①、②)に 該当する事業性資金	融資後3年以内	元金×2.0%
	①当初借入5千万円以上	融資後3年超5年以内	元金×1.5%
		融資後5年超7年以内	元金×1.0%
	②借入期間7年以上	融資後7年超	無料
		住宅ローン	融資後15年以内
	(2)上記以外	融資後15年超	無料
		融資後3年以内	11,000円
		融資後3年超5年以内	5,500円
		融資後5年超7年以内	3,300円
	融資後7年超	無料	
一部繰上返済	5,500円		
条件変更	元金猶予・利率・期日・返済方法等 ※一部繰上返済に伴う条件変更は不要です。	11,000円	
融資証明書発行手数料	1通につき	5,500円	
融資取扱手数料	住宅ローン	融資額×1.10% ※不動産担保調査についての手料金は不要です。	
	事業性資金	融資額×2.20%を上限として手数料をいただく場合があります。	

注1：繰上返済手数料につきましては、手続日現在の融資残高が300万円以下の場合は無料となります。

注2：代理貸付については、窓口にお問い合わせください。

注3：当組合の管轄以外の担保調査や外部機関による不動産鑑定評価を実施した場合は、別途費用をいただく場合があります。

その他

【入組式】

12名の新入職員を迎え2023年度入組式が執り行われました。



(2023年4月3日・本店9階大会議室)

【人事教育の取組】

職員のスキルアップを目的とした実務研修を実施しています。



(2022年11月12日・融資担当者研修)



(2023年3月22日～24日・新入職員研修)

【課外授業】

朝鮮学校の学生を対象とした課外授業を実施いたしました。



東京朝鮮第三初級学校  
(於：池袋支店)



茨城朝鮮初中高級学校  
(於：水戸支店)



群馬朝鮮初中級学校  
(於：前橋支店)



### 【創立20周年記念式典】

おかげさまで、当組合は2022年3月20日に創立20周年、また2022年12月30日には開業20周年を迎えました。これもひとえに組合員と地域の皆様の暖かいご支援、ご協力の賜物と役職員一同心から感謝申し上げます。

この度、組合創立20周年を記念いたしまして、2022年12月3日(土)京王プラザ新宿にて記念式典を開催いたしました。これからも、ハナ信用組合は、お客様から愛され、信頼される“マイバンク”を目指して邁進して行く所存ですので、変わらぬご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



### 【防災訓練】

全店にて大型地震を想定した防災訓練を実施いたしました。



(2022年11月1日・全店にて)

これからもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します

◆預金・金融商品のラインアップ

ハナ信用組合 これからもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

## 定期預金 年輪

自動継続限定定期預金

# 最高年0.6%

【税引後】年0.478%

※組合員・年金受給口座指定の場合

満期時、自動継続されるので、面倒なお手続きは不要。

組合員の方 **プラス0.1%** | 当組合で年金をお受取の方 **プラス0.1%**

お取扱い対象者	満60歳以上の個人
預入金額	10万円以上
限度額	1,000万円以内 ※一人1株、1店舗のみのお取扱いとさせていただきます。
適用利率	0.4% (税引後年0.318%)
特別加算利率	組合員加入でプラス0.1% (ご本人ご契約に限り適用されます)。 当組合で年金をお受取の方はプラス0.1% (ご契約時、事前にご指定いただければとさせていただきます。)
預入期間	1年
継続方式	自動継続 (※金銭継続制)

※ 税引後の利率は、後発特許所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しています。  
※ 自動継続の適用については、初回返済日以降は、定期預金「年輪」にて自動継続されます。ただし、定期預金「年輪」の満期が終了した場合には、店頭表示金利でのスーパー定期預金として自動継続されます。  
※ 特別加算利率は、ご契約時もしくは継続の条件に応じて自動的に加算いたします。  
※ 継続特許制度のご適用は、当組合窓口またはお取引先にお申し付けください。  
※ お取扱い期間中でも金銭特許その他の事情により、予告なしに商品の内容・金利等の見直し、または、取扱いを中止することがございます。  
※ 満期日が当組合の休業日となる場合、お支払いは営業日以降となりますのでご注意ください。

●本商品は、預金保険制度(元本1,000万円までとその利息)の対象預金です。詳しくは、窓口またはお取引先までお問い合わせください。

ハナの花言葉は、「夢をかなえる」。

ハナ信用組合 Shinkang Bank 信用組合 しんかう [ハナ信組](#) [Q検索](#)

ハナ信用組合 これからもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

## スマイル定期積金

販売期間 2023年4月3日(月)～2024年3月29日(金)

# 100万円

目標積立額

ご契約期間	毎月の掛け金	税引後満期受取額
3年(36ヶ月)	28,000円	1,008,621円
4年(48ヶ月)	21,000円	1,008,821円
5年(60ヶ月)	17,000円	1,021,034円

2023年4月3日現在を基準として月々の掛金、および税引後満期受取額(個人の方)を試算しております。あくまでも目安としてご利用下さい。

### キレイキレイギフト

ご契約の方にもれなくプレゼント!

契約高 100万円以上  
 預入条件 新規・増口(継続の場合は対象外)  
 お取扱い対象 個人・法人  
 金利 店頭表示金利  
 税金 <個人のお客様> 20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%)  
 <法人のお客様> 総合課税

●本商品は、預金保険制度(元本1,000万円までとその利息)の対象預金です。詳しくは、窓口またはお取引先までお問い合わせください。

ハナの花言葉は、「夢をかなえる」。

ハナ信用組合 Shinkang Bank 信用組合 しんかう [ハナ信組](#) [Q検索](#)

ハナ信用組合 これからもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

## 住宅ローン

特別金利適用期間 2023年4月3日(月)～2024年3月29日(金)

特別金利 変動金利型

# 年1.4%

年2.95%

※期間中にお申込みいただき、かつお借入された場合の適用金利です。

他行の住宅ローンをお借り換えの場合、**その他のお借入れのおまともも可能です。**

詳細は高橋までご覧ください。

- 保証料 0円
- ご融資 1億円
- 借入期間 40年
- 速べる保証 一般・がん3大疾病
- 登記・初期費用等 全額申込大歓迎!
- 他行の住宅ローン 借り換え大歓迎!

お申込に際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。お取扱い期間中でも金銭特許その他の事情により、予告なしに商品の内容・金利等の見直し、または、取扱いを中止することがございます。詳しくは、窓口またはお取引先までお問い合わせください。

ハナの花言葉は、「夢をかなえる」。

ハナ信用組合 Shinkang Bank 信用組合 しんかう [ハナ信組](#) [Q検索](#)

ハナ信用組合 これからもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

## ハナのライフローン

販売期間 2023年4月3日(月)～2024年3月29日(金)

WEB申込OK!

### カーライフローン

通常金利 4.85%～5.05%

特別金利 +税0.6% +税0.1% = 4.15%～4.35%

ご融資金額 最大1,000万円 | 借入期間 10ヵ月

お借入れのしやすさ OK! | 借入・借入(返済) 不要!

### リフォームローン

通常金利 4.55%～4.75%

特別金利 +税0.7% +税0.1% = 3.75%～3.95%

ご融資金額 最大500万円 | 借入期間 10ヵ月

お借入れのしやすさ OK! | 借入・借入(返済) 不要!

### ファミリーローン

通常金利 3.50%～14.50%

特別金利 +税0.1% +税0.1% = 3.40%～14.40%

ご融資金額 最大1,000万円 | 借入期間 10ヵ月

お借入れのしやすさ OK! | 借入・借入(返済) 不要!

### ライフサポートローン

通常金利 4.95%～5.95%

特別金利 +税0.5% +税0.1% = 4.35%～5.35%

ご融資金額 最大500万円 | 借入期間 10ヵ月

お借入れのしやすさ OK! | 借入・借入(返済) 不要!

使いみち自由で暮らし、ひろがる

お申込に際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。お取扱い期間中でも金銭特許その他の事情により、予告なしに商品の内容・金利等の見直し、または、取扱いを中止することがございます。詳しくは、窓口またはお取引先までお問い合わせください。

ハナの花言葉は、「夢をかなえる」。

ハナ信用組合 Shinkang Bank 信用組合 しんかう [ハナ信組](#) [Q検索](#)

その他

ハナ信用組合

これからもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

# 定期預金 チャレンジ

組合員限定定期預金 **ご加入と同時に契約できます**

お取扱期間：2023年4月1日～2024年3月31日

※満期日が当組合の休業日となる場合、お支払いは翌営業日以降となりますのでご了承ください。

〈未来〉**3年物**

法人単利型限定  
個人複利型限定

# 年0.60%

税引後：〈個人〉0.478% 〈法人〉0.508%

**2年物**

法人・個人

# 年0.50%

税引後：〈個人〉0.398% 〈法人〉0.423%

**1年物**

法人・個人

# 年0.40%

税引後：〈個人〉0.318% 〈法人〉0.338%

※総合口座のお取扱いはできません。

※税引後の利率は、個人の方は復興特別所得税を付加した20.315%、法人の方は15.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しております。

※満期前に解約された場合の適用利率は、組合所定の中途解約利率が適用されます。なお、中間利払が支払われた後、満期前中途解約を行った場合、支払済の中間払利息が中途解約時支払利息を上回ることがあります。このような場合、中途解約時に支払済中間払利息を元金から精算していただくこととなります。

※自動継続の取扱いについて：初回満期到来日以降は、定期預金「チャレンジ」にて自動継続されます。但し、定期預金「チャレンジ」の販売が終了した場合には、店頭表示金利でのスーパー定期預金として自動継続されます。

※お取扱期間中でも金融情勢その他の事情により、予告なしに商品の内容・金利等の見直し、または、取扱いを中止することがございます。

## 選べて便利! おトクな金利! お選びください、当組合の便利なサービス



ご来店不要!ご郵送でお手続き!  
**メールオーダーサービス**

メールオーダーサービスのお問い合わせ窓口  
みらい支店 ☎ **0120-87-0001**  
受付時間 [平日9:30~16:00]



ネットで簡単!  
**インターネットバンキング**

詳しくは裏面の当組合本支店窓口まで  
お問い合わせください。



**店頭窓口**

詳しくは裏面の当組合本支店窓口まで  
お問い合わせください。

●本商品は、預金保険制度(元本1,000万円までとその利息)の対象預金です。詳しくは、窓口または担当者までおたずねください。



ハナの花言葉は、「夢をかなえる」。

# ハナ信用組合



当組合HPIはこちらから

ハナ信組

検索

その他



八千信用組合

TEL 03-3356-4131

<https://www.hanashinkumi.com>

本店営業部※ 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-10  
TEL 03-3356-4141 FAX 03-3354-8065

五反田支店 〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-5-12  
TEL 03-3492-1075 FAX 03-3490-8978

上野支店※ 〒110-0015 東京都台東区東上野 2-11-5  
TEL 03-3834-6411 FAX 03-3832-3054

立川支店 〒190-0022 東京都立川市錦町 3-2-24  
TEL 042-524-0471 FAX 042-527-3651

亀戸支店 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6-11-4  
TEL 03-3682-2251 FAX 03-3684-3003

池袋支店 〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-31-3  
TEL 03-3982-8111 FAX 03-3988-0724

松本支店 〒390-0812 長野県松本市県 1-8-1  
TEL 0263-32-8115 FAX 0263-36-9897

千葉支店 〒260-0016 千葉県千葉市中央区栄町 4-14  
TEL 043-227-8636 FAX 043-227-2607

川崎支店 〒210-0851 神奈川県川崎市川崎区浜町 1-7-1  
TEL 044-322-5381 FAX 044-333-1736

大和支店 〒242-0021 神奈川県大和市中心 2-3-16  
TEL 046-262-0111 FAX 046-264-4132

横浜支店※ 〒231-0033 神奈川県横浜市中区長者町 9-138-2F  
TEL 045-261-0111 FAX 045-252-3742

水戸支店 〒310-0031 茨城県水戸市大工町 2-2-14  
TEL 029-231-6281 FAX 029-231-6284

宇都宮支店 〒320-0804 栃木県宇都宮市二荒町 5-6  
TEL 028-633-7111 FAX 028-639-5491

前橋支店 〒371-0836 群馬県前橋市江田町 110-1  
TEL 027-253-7511 FAX 027-253-7515

埼玉支店 〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 4-4  
TEL 048-650-8011 FAX 048-650-8020

熊谷支店 〒360-0032 埼玉県熊谷市銀座 3-34  
TEL 048-521-2017 FAX 048-525-1430

みらい支店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-10-5F  
TEL 03-5919-2228 FAX 03-5919-2229